

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

沖縄県内の幼児教育の質の向上を図るため、義務教育課に幼児教育班を新設するとともに、令和元年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴い、保健体育課の全国高校総体推進室を廃止する等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表義務教育課の項中「学力向上推進室」を「幼児教育班 学力向上推進室」に改め、同表保健体育課の項中「学校安全・給食班 全国高校総体推進室」を「学校安全・給食班」に改める。

第7条第1号中「次条第6号」を「次条第8号」に改める。

第8条中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 幼児教育に係る教諭等の研修に関すること。

(5) 幼児教育の助言に関すること。

第17条の表保健体育課の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則の一部改正)

2 沖縄県教育庁等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の表3の項中「、学力向上推進室長及び全国高校総体推進室長」を「及び学力向上推進室長」に改める。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 沖縄県内の幼児教育の質の向上を図るため、義務教育課に幼児教育班を新設するとともに、同課の分掌事務に幼児教育に係る教諭等の研修及び幼児教育の助言について定める必要がある。
- (2) 令和元年度全国高等学校総合体育大会の終了に伴い、保健体育課の全国高校総体推進室を廃止する。

3 改正案の概要

- (1) 義務教育課に幼児教育班を置き、保健体育課の全国高校総体推進室を廃止する。 (第3条関係)
- (2) 義務教育課の分掌事務に幼児教育に係る教諭等の研修及び幼児教育の助言を加える。 (第8条関係)
- (3) 保健体育課に置く全国高校総体推進室長を廃止する。 (第17条関係)
- (4) その他所要の改正を行う。 (第7条及び附則関係)
- (5) この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条

5 関係各課との調整状況

義務教育課及び保健体育課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

		沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表	
	改正案	現行	現行
第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)	第1条・第2条 (略)	(課及び班等の設置)
(課及び班等の設置)	第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。	第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。	第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。
義務教育課	管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室	義務教育課 管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室	義務教育課 管理班 義務教育指導班 幼児教育班 学力向上推進室
保健体育課	管理班 健康体育班 学校安全・給食班	保健体育課 管理班 健康体育班 学校安全・給食班	保健体育課 管理班 健康体育班 学校安全・給食班
第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)	第4条～第6条 (略)	(県立学校教育課の分掌事務)
(県立学校教育課の分掌事務)	第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。	第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。	第7条 県立学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。	(1) 県立学校に關し、次に掲げる事務 (次条第8号に掲げる事務を除く。) を行うこと。	(1) 県立学校に關し、次に掲げる事務 (次条第6号に掲げる事務を除く。) を行うこと。	ア 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。
イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。			イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

第8条 義務教育課の分掌事務	（義務教育課の分掌事務）	第9条～第16条 （略）
（1）市町村立小学校、中学校及び幼稚園に関する事務をを行うこと。	イ 児童・生徒及び幼児の入学（就学）、転学、休学及び卒業に関する事務。	（教育企画室長等）
（2）その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関する事務。	ウ 教科書その他の教材に関する事務。	第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、
（3）幼稚園教育の振興に関する事務。	エ 学校職員の研修に関する事務。	（新旧対照表 2 ページ）
（4）幼稚園教育に係る教諭等の研修に関する事務。	オ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関する事務。	
（5）幼稚園教育の助言に関する事務。	（2）べき地教育に関する事務。	
（6）教育研究団体に関する事務。	（3）幼稚園教育の振興に関する事務。	
（7）児童の権利条約に関する事務。	（4）教育研究団体に関する事務。	
（8）県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。	（5）児童の権利条約に関する事務。	
（9）市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校の職員の旅費の予算に関する事務。	（6）県立中学校に関し、別に定める事務を行うこと。	
	（7）市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校の職員の旅費の予算に関する事務。	
	（8）市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校の職員の旅費の予算に関する事務。	
	（9）市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校の職員の旅費の予算に関する事務。	

その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
義務教育課 (削る。)	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。

第18条～第35条 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとする。

課名	職名	職務
義務教育課	学力向上推進室長	学力向上推進室の事務を総括する。
保健体育課	全国高校総体推進室長	全国高校総体推進室の事務を総括する。

第18条～第35条 (略)

新旧対照表（附則関係）

沖縄県教育厅等標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表	
改正案	現行
(現業業務以外の職務に係る標準的な職)	(現業業務に従事する職以外の職の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。
職制上の段階	標準的な職
3 組織規則第16条第1項に規定する課長、第17条に規定する課長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第21条第1項に規定する所長及び学力向上推進室長、第18条の4第1項に規定する副参事並びに第5条第1項に規定する所長又は館長（総合教育センターの所長を除く。）、第6条第1項に規定する教職研修総括及び学校支援総括並びに第11条第1項に規定する副参事の属する職制上の段階	課長 標準的な職
第2条 (略)	第2条 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。